

航空安全技術規制に関する目安箱について

国土交通省 航空局

令和4年3月

航空安全技術規制に関する目安箱について

概要

安全に関する技術規制について、制度や運用の見直しを有効なものとするため、「航空安全技術規制に関する目安箱」が平成24年に設置されたところ、平成29年8月にとりまとめられた「航空に係る技術的な規制の見直しについて(報告書)」を踏まえ、積極的な活用を図るために運用を改善し、事業者等からの要望を収集し、その対応について回答。

投稿方法

専用のフォーマットを用意し、専用メールアドレス宛に電子メールにて提出。

運用

- ・要望内容と対応は原則公表。
- ・回答期限は、要望受付日より起算して原則30日以内とする(調査等に時間を要するものについては、その旨、回答期限を明示して回答する)。
- ・要望事項については、技術・安全部会の開催にあわせて要望件数、要望及び対応について報告し、公表。

運用状況(令和4年3月末時点)

- ・令和3年3月末時点で継続対応中のものが1件(各運航方式等に係る通達類における定期訓練等に係る要件の見直しについて)あり、令和4年度においても引き続き対応を継続する。
- ・令和3年度には新たに2件の要望が寄せられ、1件(事業場認定制度による製造場所調査後の処置に関する改善)は現行制度にて対応し、もう1件(新サーキュラー1-023 変更審査表の様式番号変更)は令和4年度の対応を予定している。(詳細は参考資料参照)

皆様の「声」をお聞かせ下さい。

航空の技術的な規制・運用でお困りのことはございませんか？

航空局へお気軽にご相談下さい。

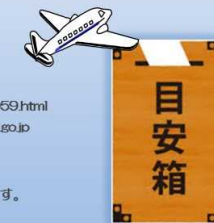
ここ数年の間で、航空需要の増大、航空産業の多様化など、航空を取り巻く状況は大きく変化しています。

このため航空局では、航空の技術的な規制・運用に対するご意見を集める「航空安全技術規制に関する目安箱」を設置しております。

提出方法

専用フォーマットに必要事項をご記載頂き、投稿アドレスまでご投稿下さい。

専用フォーマットを掲載したURL：
http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk1_000059.html
 投稿アドレス：hst-koku-meyasubako@pob.mlit.go.jp



回答

要望受付日より原則、30日以内に回答いたします。

公表

要望内容と対応は原則、国土交通省の審議会(交通政策審議会 航空分科会技術・安全部会)へ報告し、審議会HPにて公表いたします。

審議会HPのURL：http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s303_gybutuizen01.html

国土交通省航空局安全部安全企画課

(参考)航空に係る技術的な規制の見直しについて(報告書)
<http://www.mlit.go.jp/common/001197060.pdf>

航空安全技術規制に関する目安箱 対応状況等

[対応分類] A：現行制度で対応可能／B1：目安箱に投稿のあった年度内に対応／B2：目安箱に投稿のあった翌年度以降に対応／C：検討の結果対応が困難

番号	要望年度	要望事項	投稿内容	諸外国の制度等参考情報	分類	投稿への回答と対応状況等	対応状況等(令和3年3月末時点)	対応状況(令和4年3月末時点)	要望者
1	平成30年度	各運航方式等に係る通達類における定期訓練等に係る要件の見直しについて	<p>技術の進展に伴い運航環境が変化している中で、運航環境に応じた効果的・効率的な訓練・審査を実施しなければならぬものの、通達に基づき、各種運航方式毎(RVSM、LVO、RNAV、CPDLC、ETOPS等)に定期訓練・定期審査が求められている。こうした訓練・審査においては、内容が画一的なものや実運航に頻繁に行っているにもかかわらず実施せざるを得ないものなど、実運航の安全性向上への直接的な寄与が期待できない訓練も含まれており、本来の目的である安全性向上に向けた訓練・審査を実施するための限られたリソースの有効活用を阻害している。</p> <p>「航空に係る技術的な規制の見直しについて(平成29年8月2日)」のNo.149の要望事項において、平成30年度末を目処に関連通達の改正を行うとされていることから、この対応に合わせて対応頂きたい。</p> <p>具体的な改善点の案 (1)実運航において日常的に行われている運航方式について、事業者の運航状況に応じて事業者の判断で、個々の通達に定められている定期訓練の内容および実施頻度を設定できるようにする(実施しないことも許容する)。(カテゴリⅠ航行/RVSM航行/RNAV航行 など) (2)導入されてから時間が経っており、技術の信頼性が高く安定した運航を実施できると航空会社として認識していることや、特定の条件に遭遇する機会が少ない運航方式に対する費用対効果を考慮し、事業者の運航状況に応じて事業者の判断で、個々の通達に定められている定期訓練・定期審査の内容及び実施頻度ならびに乗務要件(カテゴリⅢ航行)を設定できるようにする(実施しないことも許容する)。(カテゴリⅡ航行/カテゴリⅢ航行 など) (3)定期的な訓練の実施の必要性が不明なものを廃止する。(CPDLC/ETOPSなど)</p>	現在調査中	B2	<p>●各運航方式に係る定期訓練等について、具体的な要望を踏まえ、運航環境の変化及び訓練の効果等を考慮しながら、事業者に求めるべき訓練・審査内容を検討する。定期訓練等の必要性・目的を精査したうえで、これらを再定義すべく、平成31年度内を目処に必要な見直しを行う。</p> <p>●なお、「航空に係る技術的な規制の見直しについて(平成29年8月2日)」のNo.149の要望事項については、平成30年度中の対応を予定していたが、検討に時間を要している。引き続き検討を行い、平成31年度早期に関連通達の改正を行う。</p>	<p>●CBTAを導入すれば、自社で訓練内容、結果等の評価を行うことで柔軟な訓練を実施することが許容されており、要望の内容については対応可能である。</p> <p>●なお、カテゴリⅢ航行の乗務要件については、現在海外事例を調査中であり、要望を踏まえて改正することが妥当であるか否か、令和3年度に検討する。</p>	<p>●令和3年度に検討予定となっていたカテゴリⅢ航行の乗務要件(自動着陸を行う場合にあつては、機長及び副操縦士は、少なくとも年1回、実機又は模擬飛行装置により自動着陸を実施していること)について、米国連邦航空局(FAA)等の制度を調査したところ、先進的な訓練・審査体系であるCBTAを導入し、その中で求められる知識と能力を維持できる訓練を実施している場合には、カテゴリⅢ航行の乗務要件を柔軟に設定できることが確認できた。</p> <p>●一方で、当該乗務要件についてはFAAの柔軟な制度(緩和規定)に基づき、事業者とも意見交換を行いながら、現行規定の見直しに向け作業中。令和4年内目処に改正予定。</p> <p>●その他の運航方式の見直しについても、引き続き検討を行い進め、令和4年4月以降、順次整理する。</p>	日本航空
2	令和3年度	事業場認定制度による製造場所調査後の処置に関する改善	<p>工場調査において、認定業務内容に関する是正事項があった場合に、全ての製造、検査、販売がストップしてしまうため、契約納期の履行が不可となり、違約金を支払うことになった。</p> <p>認定制度により契約履行に影響するのでは、納期履行遅延のリスクが避けられず違約金等の負担も増加し、受注にも影響を及ぼすため受注をストップせざるを得ず、事業として維持継続することができなくなる。</p> <p>是正事項がある場合でも、改善作業を継続することで、製造、検査、販売をストップすることなく、契約納期の履行ができるように改善願いたい。</p>	航空法、FAA	A	<p>●認定事業場において不適切事案等が判明し、これによって同事業場が航空法第20条に示す認定にあつての技術上の基準に適合しなくなったと認められる場合等は、航空局が業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、事業場における業務の全部もしくは一部の停止を命じ、又は認定を取り消すことができる制度となっているが、これらに該当しない不適切事案等については、是正事項として航空局から通知した場合であっても、業務を継続しつつ改善を図ることは可能</p> <p>●今回頂いたご意見は、是正事項に係る制度の運用に関するものと認識しており、貴社における過去の是正事項の内容等を確認したうえで、双方の制度及び運用にあつての認識等について、まずは意見交換をさせて頂きたい</p>	-	<p>●投稿者と航空局担当者との意見交換(令和3年10月)を行い、要望事項に係る正しい認識の共有を図った。また、今後は懸念事項が発生した時点で、東京局検査官と情報共有を図るよう体制を整えた。</p>	藤倉コンボジツト株式会社
3	令和3年度	新サーキュラー1-023 変更審査表の様式番号変更 新サーキュラー1-024機体の改造、装備品等の変更等の記録の管理(変更審査表の取扱い)のFORM番号変更	<p>現在、変更審査表の様式番号はTCF-1-201A であるが、2022.6から発効する新サーキュラーでは様式が若干、変更されている。</p> <p>③変更事項の中に“名称”が追記されている。様式が同じ番号では、新旧どちらの様式を使うべきか不明確となる。</p> <p>③変更事項に“名称”が必要であれば、新サーキュラーでは様式番号はTCF-1-201Bとすべきであり、不要であれば、新サーキュラーの様式に戻すべきである。</p>		B2	<p>●いただいたご意見を踏まえ、改正航空法の施行(2022年6月)までに、様式番号の改正等も含めて検討いたします。</p>	-	<p>●様式番号の改正や廃止について現在検討中であり、改正航空法の施行(2022年6月)までに対応する予定である。</p>	川崎重工業